

## 公的統計の整備に関する基本的な計画（案）の統計委員会の意見※からの主な変更点について

※第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方～第Ⅲ期基本計画の実施状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～（意見）（令和4年12月27日 統計委員会）

## ＜全体＞

- 表記について、「政府は～することが必要である」などの表現の箇所は、基本的に「政府として～を行う」等の能動的な表現に修正
- 意見では別紙としていた個別施策部分について、表形式に整理
- デジタル化に関連する施策について分かり易くするため、参考として集約して再掲（51頁～54頁）
- 用語の必要な脚注の追加 等

## ＜個別事項＞

公的統計の整備に関する基本的な計画（案） 【令和5年2月1日】	第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方 ～第Ⅲ期基本計画の実施状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～ （意見）【令和4年12月27日】	変更理由
<p>(19頁 6行目) 4 人口や暮らしに関する統計の整備</p> <p>我が国は世界に類を見ない人口減少（人口の自然減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少）に直面しており、国内需要の減少に伴う経済規模の縮小や労働力不足、<u>社会保障の給付・負担の増加に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大による医療や公衆衛生に係る政府支出の増加等、様々な社会的・経済的な課題に対処する上で、人口・社会の実態や構造変化、政府の施策等に関する統計の重要度が増している。</u></p>	<p>(27頁 4行目) 4 人口や暮らしに関する統計の整備</p> <p>我が国は世界に類を見ない人口減少（人口の自然減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少）に直面しており、国内需要の減少に伴う経済規模の縮小や労働力不足、<u>新型コロナウイルスの感染拡大による医療費などの社会保障関連の政府支出の増加等、様々な社会的・経済的な課題に対処する上で、人口・社会の実態や構造変化、政府の施策などに関する統計の重要度が増している。</u></p>	<p>12月の統計委員会企画部会での委員からのご意見を踏まえ、記述ぶりを修正。</p>

公的統計の整備に関する基本的な計画（案） 【令和5年2月1日】	第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方 ～第Ⅲ期基本計画の実施状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～ （意見）【令和4年12月27日】	変更理由
<p>(23頁 18行目) 6 統計各分野の取組 (3) 観光に関する統計の精度向上</p> <p>一方、「骨太2022」においては国内需要の喚起策やインバウンドの戦略的回復等に取り組むとされている。こうした施策を受けた誘客状況や消費動向をより正確に把握するため、観光統計の精度向上が必要となっている。</p>	<p>(33頁 15行目) 6 統計各分野の取組 (3) 観光に関する統計の精度向上</p> <p>一方、「骨太2022」においては国内需要の喚起策やインバウンドの戦略的回復等の効果を検証することが求められている。</p>	<p>「骨太2022」の引用について誤解を招く記述であったため、記述を整理。</p>
<p>(30頁 17行目) 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (3) EBPMの推進・統計の活用の促進</p> <p>以上を踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、前述の(1)及び(2)の取組や後述6の取組も含め、各府省は、その行政の実情に対応した形で、EBPMの推進を始めとする統計の利活用の促進のための取組を進める。また、行政機関等に対する調査票情報の提供について、EBPM担当部局からの意見も踏まえつつ、手続の簡素化・迅速化に向けて検討し、結論を得る。さらに、中央統計機構が、総務省行政評価局との連携・協力も含めそのために必要な技術的な支援や人材育成の支援を行う、優良事例の横展開を行うなど、取組全体の底上げを図る。</p>	<p>(42頁 33行目) 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (3) EBPMの推進・統計の活用の促進</p> <p>以上を踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、前述の3(1)及び(2)の取組や後述6の取組も含め、各府省は、その行政の実情に対応した形で、EBPMの推進を始めとする統計の利活用の促進のための取組を進める。また、行政機関等に対する調査票情報の提供について、EBPM担当部局からの意見も踏まえつつ、手続の簡素化・迅速化に向けて検討し、結論を得る。さらに、中央統計機構が、そのために必要な技術的な支援を行う、優良事例の横展開を行うなど、取組全体の底上げを図る。</p>	<p>12/21に政策評価審議会から答申が示され、その中にEBPM人材の育成や様々なデータ活用の技術支援について、総務省行政評価局が総務省統計部局等とも協力・連携して取り組む旨の提案がなされていることを踏まえて追記。</p>

<p>公的統計の整備に関する基本的な計画（案） 【令和5年2月1日】</p>	<p>第IV期基本計画に関する基本的な考え方 ～第III期基本計画の実施状況等と第IV期基本計画の基本的方向性～ （意見）【令和4年12月27日】</p>	<p>変更理由</p>
<p>(42頁 26行目) 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (統計調査に関する基本的考え方)</p> <p>しかし、行政記録情報については秘密保持等の観点から法令による利用の制約があるなど、国民の合理的意思決定に資する統計整備に必要な情報をカバーできないのが実情である。</p>	<p>(58頁 9行目) 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (統計調査に関する基本的考え方)</p> <p>しかし、行政記録情報については秘密保持等の観点から利用の制約があるなど、国民の合理的意思決定に資する統計整備に必要な情報をカバーできないのが実情である。</p>	<p>行政記録情報の利用の制約となっている点を具体的に示すため追記。</p>
<p>(80頁 別表No.108) 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者への配慮</p> <p>【具体的な措置、方策等】 ◎ 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。</p> <p>【担当府省】 国土交通省</p> <p>【実施時期】 令和5年（2023年）中に結論を得る。</p>	<p>新規</p>	<p>令和5年1月分の調査における「サイバーポート」の試験導入を踏まえ、今後の課題を着実に実施するため、記述を追加。</p>